

総社市

ご案内

空き家付宅地再生バンク

○宅地再生バンクは、空き家所有者の申請により登録された「空き家付宅地」と「宅地建物取引業者」とのマッチングを行い、空き家及び空き家跡地の利活用による移住定住の促進を図る制度です。

○「そうじゃ空き家百選」に**登録できない利活用が困難な空き家**も登録することができます。

○特定空き家等(周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家等)になる前に早めにご相談ください。

※市から勧告を受けた特定空き家等は固定資産税等の**住宅用地特例が解除**されます。

空き家付宅地所有者



空き家付宅地の登録
を希望する所有者

①空き家付宅地の登録申込み

空き家付宅地の登録を希望する人は
所定の書類を市に提出してください。

②総社市ホームページへ掲載

総社市ホームページに掲載をして、宅地
建物取引業者を募集します。

※利活用(購入)を希望する方の公募で
はございません。

③取扱事業者の選定

一定期間の公募を行い、応募があった宅
地建物取引業者の中から仲介業者を選定
していただきます。



総社市



○総社市ホームページ
による登録物件の公
開・問い合わせに対応
します。

※市は売買・賃貸借の
仲介にあたる行為は行
いません。

宅地建物取引業者

物件の取り扱いを希望する
宅地建物取引業者



①総社市ホームページの閲覧

取り扱いに興味がある物件がございましたら
所定の書類を提出してください。

②所有者から選定された場合

契約締結に向けて手続きを進めてください。

②売買等の交渉・契約

業法に従い販売業務を行ってください。

利活用希望者

空き家又は土地の利活用
(購入)を希望する人



①空き家物件情報の閲覧

登録された物件を総社市ホームページで閲覧します

②物件情報のお問合せ

気になる物件等がありましたら、市役所また
は宅地建物取引業者までご連絡をください。

問い合わせ先：総社市役所総合政策部人口増推進課

TEL 0866-92-8308

FAX 0866-92-8216

Eメール jinkou-up@city.soja.okayama.jp